

(4) 先端医療研究センター装置・設備の共同利用に関する内規

本センターの装置・設備（以下装置等）は、本センターの「加齢に伴う神経損傷とその修復に関する研究」の推進のため利用されることを主目的とするものであるが、本センターの研究プロジェクト以外の者が、先端的学術研究を行う場合、本センターの装置等の有効利用を図ることを目的として、下記により先端医療研究センターの装置等の共同利用を許可するものである。

(装置等)

1. 共同利用の対象装置等は別紙のとおりとする。(利用手引書 2 1 頁)
なお、超高磁場 MRI 研究施設における装置等の共同利用については、別に定める。

(申請等)

2. 本センターの装置等の利用を希望する者は、所定の利用申請書（様式 1）に必要事項を記入の上、当該装置等の管理責任者に提出する。
 - (1) 登録の有効期限は各年度末とする。
 - (2) 継続申請とは、年度内または年度を継続して同一研究テーマで利用する場合に適用する。

(審査等)

3. 利用申請書の受付、審査および承認は、利用装置等の申請内容に応じて、当該装置等を管理する講座の所属長と管理責任者が行う。
4. 利用に関しての当該装置等を管理する講座の所属長と管理責任者の承認後、センター長の決裁を受けた利用申請書は、当該装置等の管理責任者が保管する。

(利用方法)

5. 利用の承認を受けた者は、管理責任者の指示に従って装置等を使用する他、次に掲げる事項に従わなければならない。
 - (1) 利用の承認を受けた者は、利用に先立ち装置等設置の研究室および装置等の原状を確認するとともに、利用後は原状を回復させた上で、利用記録を所定の記録簿に記載し、利用の終了を管理責任者に報告しなければならない。
 - (2) 利用に係る消耗品の経費は、原則として利用者が負担するものとする。
 - (3) 利用者の故意または過失による装置等設置の研究室の汚染、破損および装置等の損壊、機能低下等に伴う原状回復に要する諸経費は、利用者が負担しなければならない。

(利用結果の報告)

6. 装置等の利用によって得られた研究成果は、公表した印刷物または所定の様式で、年度末または利用終了後から起算して 6 ヶ月以内にセンター長に報告しなければならない。

(内規の改正)

7. 本内規の改廃は、先端医療研究センター運営委員会で決定する。

附則 1 この内規は、平成 12 年 8 月 23 日から施行する。